

契約手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況														
<p>監査委員事務局 監査第一課</p>	<p>監査業務の一部を監査法人に委託するに当たり、業務において使用する職員端末機（IT推進課からのリース物品）について、毎年度監査法人と貸付契約を締結している。</p> <p>平成26年度は、3台の端末機を貸し付ける契約を締結し、端末機を入れ替える11月末までの8か月間は3台分の使用料を徴収していた。</p> <p>しかし、12月以降の4か月間は、別の2台を貸付けていたが、台数及び貸付料の契約変更は行われておらず、使用料を次年度で徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="504 882 1335 1239"> <thead> <tr> <th>貸付物品</th> <th>貸付期間</th> <th>台数</th> <th>単価</th> <th>貸付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">職員端末機 (パーソナル コンピュータ)</td> <td>平成26年4月1日 から 同年11月30日まで</td> <td>3</td> <td>3,220 円</td> <td>77,280 円</td> </tr> <tr> <td>平成26年12月1日 から 平成27年3月31日 まで</td> <td>2</td> <td>3,426 円</td> <td>27,408 円</td> </tr> </tbody> </table>	貸付物品	貸付期間	台数	単価	貸付料	職員端末機 (パーソナル コンピュータ)	平成26年4月1日 から 同年11月30日まで	3	3,220 円	77,280 円	平成26年12月1日 から 平成27年3月31日 まで	2	3,426 円	27,408 円	<p>今後は物品貸付手続に留意し、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の貸付け及び交換) 第85条 物品管理者は、物品を貸し付け、又は交換することができる。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第85条関係 2 物品を貸し付ける場合の貸付料は、物品調達システム取扱要領別表「重要物品の耐用年数表」の耐用年数に応じた「減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」の別表第7及び第8に定める定率法により算出して得た減価償却額とする。ただし、非償却資産については、知事が適当と認める方法により算出して得た額とする。</p> </div>	<p>平成26年12月1日から平成27年3月31日までの職員端末機の貸付けについて、物品貸付契約に基づき2台分の貸付料27,408円を徴収し、収納した。</p> <p>(平成28年3月17日収納済)</p> <p>不定期に発生する契約関連事務の時期を逸することを防ぐため、担当者のみならず、グループ全員が、事務の実施時期を確認できるよう、担当者がスケジュール表を作成し、グループ全員で共有できる方法を導入した。</p> <p>今後は、適正な事務の執行に努める。</p>
貸付物品	貸付期間	台数	単価	貸付料													
職員端末機 (パーソナル コンピュータ)	平成26年4月1日 から 同年11月30日まで	3	3,220 円	77,280 円													
	平成26年12月1日 から 平成27年3月31日 まで	2	3,426 円	27,408 円													

監査（検査）実施年月日（委員：平成一年一月一日、事務局：平成28年2月17日）